

バイオプラスチックビジネス社会実装促進事業 仕様書

【委託業務名称】 バイオプラスチックビジネス社会実装促進事業

【履行期間】 契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

1. 事業趣旨・目的

脱炭素や海洋プラスチックごみ問題を背景に、国はバイオプラスチック（バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称）の国内導入目標を、2030 年までに、2018 年の国内投入量の約 40 倍である約 200 万トンとするなど、今後の導入拡大が見込まれます。

多くが中小企業である大阪府内の製造業事業所数の約 8.8%（1,368 社、2020 年）を占めるプラスチック製品製造事業者を中心に、様々な事業者がバイオプラスチック製品の開発に参入し、ビジネスを広げていくことで、大阪の成長への貢献が期待されます。

とりわけ 2025 年の大阪・関西万博（以下、「万博」と言います。）は、カーボンニュートラルや大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの会場内実現をめざしていることから、府内事業者のバイオプラスチック製品の認知度を高める絶好の機会です。

このため大阪府では、府内中小企業によるバイオプラスチック製品のビジネス化に向けた取組みを、万博の機会も活用して加速させるための課題やニーズに関する調査分析を行う本事業を実施し、バイオプラスチックビジネスの社会実装の促進につなげます。

2. 委託業務の内容

府内中小企業によるバイオプラスチック製品のビジネス化に向けた取組みを、万博の機会も活用して加速させるための課題やニーズに関する以下の調査分析を行う。

(1) バイオプラスチック製品のビジネス化に関する企業・業界団体の調査分析

ア 府内中小企業（プラスチック製品製造事業者等）などへのヒアリング調査

・府内に拠点を有し、バイオプラスチック製品の製造・加工に関心を有する、又は取り組むプラスチック製品製造業等を営む中小企業や、西日本最大で府内唯一のプラスチック製品製造業の業界団体である一般社団法人西日本プラスチック製品工業協会に対して、現状（原材料調達を含む生産体制や保有する技術など）、バイオプラスチック製品のビジネス化やビジネス拡大を図る上での原材料や技術、販路等の課題やニーズ、万博への出展・活用の意向や計画について調査する。

【提案を求める事項】

・府内中小企業のヒアリング調査先は 30 程度を目安とし、調査分析の進め方や手法、及び内容（調査対象、調査項目等）について具体的に提案すること。

イ バイオプラスチックの大手原材料メーカー等から、大手小売や化粧品・飲食料品など BtoC のプラスチック利活用企業などへのヒアリング調査

・バイオプラスチック製品の製造・加工から見て、川上側に位置するバイオプラスチックの原材料製造・生産（混練等含む）企業や商社、また川下側に位置する BtoC のプラスチック利活用企業、川上・川下の関連する業界団体に対して、バイオプラスチック製品の原材料製造・生産や利活用・販売に関する課題やニーズ、府内中小企業との連携意向について調査する。

(留意点)

- ・大阪府の令和4年9月補正予算案として、府内宿泊事業者に対し、使い捨てプラスチック製品の代替製品への転換を補助する「環境に配慮した宿泊によるプラスチック資源循環事業」が計上されており、大阪府議会においてこの事業予算案が議決された場合に、プラスチック利活用企業の調査対象に、この事業の補助を受けて代替製品を導入する府内宿泊事業者を一部含めること。

【提案を求める事項】

- ・ヒアリング調査先は、川上の大手原材料メーカー等、川下の大手プラスチック利活用企業等について、それぞれ **20** 程度を目安とし、調査分析の進め方や手法、及び内容（調査対象、調査項目等）について具体的に提案すること。

(2) バイオプラスチックの将来の技術動向や市場規模等に関する調査分析

ア 国や大学等研究機関へのヒアリング調査

- ・国は「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定し、バイオプラスチックの市場導入を促進しているが、目標は「**2030**年までにバイオマスプラスチックの最大限（約 **200**万トン）の導入」を掲げていることから、バイオプラスチックの将来の技術動向がどのような見通しであるのかを、国（環境省・経済産業省等）や大学等研究機関に対してヒアリング調査を行い、分析評価する。
- ・併せて、研究・技術シーズを有する大学等研究機関への、府内中小企業との連携意向に関するヒアリング調査を行う。

イ バイオプラスチックの市場規模や大阪におけるビジネスの成長可能性の調査

- ・バイオプラスチック製品の国内・世界における市場規模（現在、**2025**年度、**2030**年度、**2050**年度）について、文献等による調査を行うとともに、大阪におけるバイオプラスチックビジネスの今後の成長可能性について分析評価する。

【提案を求める事項】

- ・ヒアリング調査先は、**5～10**程度を目安とし、調査分析の進め方や手法、及び内容（調査対象、調査項目等）について具体的に提案すること。
- ・大阪でバイオプラスチックビジネスが根付き成長していくためのロードマップを提案すること。

(3) 府内中小企業によるバイオプラスチック製品のビジネス化に有効な取組みに関する調査分析

- ・調査(1)と(2)で把握する、バイオプラスチック製品のビジネス化の課題やニーズを踏まえ、府内中小企業のバイオプラスチック製品のビジネス化に有効な取組みについて調査分析する。

【提案を求める事項】

- ・有効な取組みを導き出す調査分析の進め方や手法、及び内容について具体的に提案すること。

(4) 府内中小企業によるバイオプラスチック製品の社会実装促進に資する取組みに関する企画提案

- ・ヒアリング調査先の府内中小企業や一般社団法人西日本プラスチック製品工業協会、クリエイター等を交えたイベント等の取組みを、社会実装を促進する手法として企画提案し、実施する。

【提案を求める事項】

- ・企画提案については、万博のインパクトの活用や国内外への発信といった視点も含めて具体的に提案すること。

(5) 報告書の作成

- ・業務完了後は、**2(1)**から**2(4)**のそれぞれについて結果・成果をとりまとめた報告書を作成する。
- ・**2(1)**（留意点を除く）、**2(2)**及び**2(3)**は、令和5年度の大阪府の施策検討に活かすため、令和5年1月末までに中間報告書を取りまとめ、大阪府に提出すること。また、令和5年3月末までに最終報告書（概要版と本編）を取りまとめ、大阪府に提出すること（詳細は、別途受託者に指示する）。
- ・なお報告書は、印刷物の外、**Word**や**PowerPoint**など、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- ・図表やイラスト等、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かりやすい形で表現すること。

【提案を求める事項】

- ・中間報告書と最終報告書の作成イメージ（構成、項目等）を示すこと。

3. スケジュール及び業務実施体制等

2の委託業務について、契約締結時期（**11**月中旬頃を予定）から令和5年3月末までの想定スケジュールを示すこと。

また、2の委託業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。

委託業務を実施する上で、調査担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

【提案を求める事項】

- (1) 委託業務の実施スケジュール（**2(1)**から**2(5)**の業務毎、及び全体）を提案すること。
- (2) 業務実施体制を提案すること。
- (3) 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似の調査業務などの事業実績、業務経験や事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載すること。なお、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）し、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して記載すること。
- (4) その他、本事業を効果的・効率的に実施するための取組みについて提案すること。

4. 委託費の上限

委託費の総額は**24,081,000**円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5. 委託事業の一般原則

- (1) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (3) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は事前に大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

6. 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

7. 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

8. その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議した上で、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。
また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word形式及びPDF形式、CD-ROM等2枚）も提出すること。
なお、報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。
- (9) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。